



山形県公報

平成30年3月30日(金)
第2931号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……311
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……同
- 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(地域医療対策課) ……316
- 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……317
- 山形県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……同
- 山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則……………(農業技術環境課) ……318

### 訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……320
- 山形県公印規程の一部を改正する訓令……………(学事文書課) ……同
- 山形県栄養改善法施行手続を廃止する訓令……………(健康長寿推進課) ……321

### 告 示

- 国定公園の公園事業の概要……………(みどり自然課) ……同
- 山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間……………( 同 ) ……同
- 山形県志津野営場の休場日及び利用時間……………( 同 ) ……322
- 山形県志津野営場の利用料金……………( 同 ) ……同
- 山形県保健医療計画の変更……………(健康福祉企画課) ……同
- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………(健康長寿推進課) ……同
- 介護保険法による指定研修実施機関の指定……………( 同 ) ……323
- 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日……………(中小企業振興課) ……同
- 山形県産業創造支援センターの利用料金……………( 同 ) ……同
- 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……324
- 山形県産業科学館の開館時間及び休館日……………(工業戦略技術振興課) ……325
- 山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……326
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……327
- 最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(最上総合支庁建設総務課) ……328
- 最上中央公園の利用料金……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……330
- 同……………( 同 ) ……331
- 同……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……332
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……333

|                                                      |            |     |
|------------------------------------------------------|------------|-----|
| ○都市計画事業の変更の認可の告示                                     | （都市計画課）    | 同   |
| ○同                                                   | （同）        | 同   |
| ○同                                                   | （同）        | 334 |
| ○同                                                   | （同）        | 同   |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定                                       | （砂防・災害対策課） | 同   |
| ○山形県ふるさと交流広場の利用料金                                    | （空港港湾課）    | 335 |
| ○平成16年6月県告示第706号（重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の<br>設定）の一部改正 | （同）        | 同   |
| ○平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正                    | （同）        | 336 |
| ○山形県神室少年自然の家の利用料金                                    | （教育庁）      | 同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ○山形県神室少年自然の家の利用時間及び休館日 | 338 |
|------------------------|-----|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                               |     |
|-----------------------------------------------|-----|
| ○政治団体の設立                                      | 同   |
| ○政治団体の届出事項の異動                                 | 同   |
| ○政治団体の解散                                      | 339 |
| ○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正 | 340 |

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

|                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| ○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限 | 同   |
| ○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量                    | 341 |

### 企業局関係

#### 規 程

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程 | 343 |
|---------------------------------|-----|

#### 告 示

|                   |   |
|-------------------|---|
| ○山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間 | 同 |
| ○山形県営駐車場の利用料金     | 同 |

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| ○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程 | 344 |
|-----------------------------------|-----|

### 公 告

|                |             |     |
|----------------|-------------|-----|
| ○一般競争入札の公告     | （情報政策課）     | 同   |
| ○同             | （同）         | 346 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | （商業・県産品振興課） | 347 |
| ○一般競争入札の公告     | （水産振興課）     | 348 |
| ○県営住宅入居者の一般公募  | （村山総合支庁建築課） | 349 |

○同 ..... (庄内総合支庁建築課) …353

**規 則**

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第32号**

**知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則**

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
第7条に次の1号を加える。

(10) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）による次の事項

- イ 第3条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理に関する事
- ロ 第3条第4項の規定による住宅宿泊事業に係る変更の届出の受理に関する事
- ハ 第3条第6項の規定による住宅宿泊事業の廃止等の届出の受理に関する事
- ニ 第8条第1項の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関する事
- ホ 第14条の規定による定期報告の受理に関する事
- へ 第15条の規定による業務改善命令に関する事
- ト 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事
- チ 第41条第2項の規定による業務改善命令に関する事
- リ 第45条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事

別表徴税吏員の項第1項第2号を削る。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条に1号を加える改正規定（同条第10号ロからリまでに係る部分に限る。）は、同年6月15日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第33号**

**山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「第7項及び第9項」を「第9項及び第11項」に改める。

第3条第1項第14号中「別記様式2号の13」を「別記様式第2号の13」に改め、同項第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 法第21条の5の20第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請及び法第24条の13第1項の規定による指定障害児入所施設の指定の変更の申請 指定障がい児通所支援事業者（指定障がい児入所施設）指定変更申請書（別記様式第2号の13の2）

第3条第1項第16号中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に、「第24条の13」を「第24条の13第3項」に改め、同項第17号中「第21条の5の19第1項及び第2項」を「第21条の5の20第3項及び第4項」に改める。

別記様式第1号の注書第1項第2号を次のように改める。

(2) 世帯調書（別記様式第1号別紙2）及び所得税額を証する書類  
別記様式第1号の注書第1項に次の1号を加える。

(3) 同意書（別記様式第1号別紙3）又は市町村民税額を証する書類  
別記様式第1号に次の1別紙を加える。

様式第 1 号別紙 3

年 月 日

同 意 書

児童福祉法第56条第 2 項の規定による費用の徴収に関する事務を処理する場合に限り、知事が情報提供ネットワークシステムを使用して市町村民税（特別区民税を含む。）に関する情報を取得することに同意します。

|     |      |       |                                     |    |
|-----|------|-------|-------------------------------------|----|
| 同意者 | ふりがな |       |                                     |    |
|     | 氏 名  |       | 申請者との続柄                             | 本人 |
|     | 生年月日 | 年 月 日 |                                     |    |
|     | 住 所  |       |                                     |    |
| 同意者 | ふりがな |       |                                     |    |
|     | 氏 名  |       | 申請者との続柄                             |    |
|     | 生年月日 | 年 月 日 |                                     |    |
|     | 住 所  |       | <input type="checkbox"/> 申請者<br>と同居 |    |
| 同意者 | ふりがな |       |                                     |    |
|     | 氏 名  |       | 申請者との続柄                             |    |
|     | 生年月日 | 年 月 日 |                                     |    |
|     | 住 所  |       | <input type="checkbox"/> 申請者<br>と同居 |    |
| 同意者 | ふりがな |       |                                     |    |
|     | 氏 名  |       | 申請者との続柄                             |    |
|     | 生年月日 | 年 月 日 |                                     |    |
|     | 住 所  |       | <input type="checkbox"/> 申請者<br>と同居 |    |
| 同意者 | ふりがな |       |                                     |    |
|     | 氏 名  |       | 申請者との続柄                             |    |
|     | 生年月日 | 年 月 日 |                                     |    |
|     | 住 所  |       | <input type="checkbox"/> 申請者<br>と同居 |    |

別記様式第 2 号の13中

|          |    |  |
|----------|----|--|
| 代表者の職・氏名 | 職名 |  |
|----------|----|--|

を

|         |         |  |
|---------|---------|--|
| 代表者の氏名等 | 職 名     |  |
|         | 生 年 月 日 |  |

に改め、同様式の注書第 1 項中「は、」を「は、

申請者が法人である場合に、」に改め、同注書第 3 項第 3 号中「平面図」を「平面図（各室の用途を明示すること。）」に改め、同項第 5 号中「経歴」を「生年月日、経歴」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(11) 誓約書

(12) 役員の氏名、生年月日及び住所

別記様式第 2 号の13の注書中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 「事業所（施設）の所在地」欄には、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含めて記載してください。

別記様式第 2 号の13の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の13の2

指定障がい児通所支援事業者（指定障がい児入所施設）指定変更申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
 （事業者・設置者）名 称

代表者氏名 印

指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）に係る指定の変更を受けたいので、児童福祉法第21条の5の20第1項（第24条の13第1項）の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|                                           |               |            |                 |       |
|-------------------------------------------|---------------|------------|-----------------|-------|
| 申請者<br>（事業者・設置者）                          | ふ り が な       |            |                 |       |
|                                           | 名 称           |            |                 |       |
|                                           | 主たる事務所の所在地    | （郵便番号 — ）  |                 |       |
|                                           | 法 人 種 別       |            | 法人所轄庁           |       |
|                                           | 連 絡 先         | 電話番号       |                 | FAX番号 |
|                                           | 代 表 者 の 氏 名 等 | 職 名        |                 | ふりがな  |
|                                           |               | 生年月日       |                 | 氏 名   |
| 代 表 者 の 住 所                               | （郵便番号 — ）     |            |                 |       |
| と 指 定 の 変 更 を 受 け よ う と す る 事 業 所 （ 施 設 ） | ふ り が な       |            |                 |       |
|                                           | 事業所（施設）の名称    |            |                 |       |
|                                           | 事業所（施設）の所在地   | （郵便番号 — ）  |                 |       |
|                                           | 事 業 所 番 号     | 事業所（施設）の種類 | 事業所（施設）の変更予定年月日 |       |
|                                           |               |            | 年 月 日           |       |

- (注) 1 「法人種別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が主務官庁から認可を受けて設立した法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「事業所（施設）の所在地」欄には、当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含めて記載してください。
- 4 「事業所番号」欄には、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）として山形県の指定を受けた際に付番された事業所番号を記載し、複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 5 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス）にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付して申請してください。
- (1) 事業所の平面図（各室の用途を明示すること。）及び設備の概要
  - (2) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - (3) 役員の氏名、生年月日及び住所
  - (4) 利用定員
- 6 指定障害児入所施設にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付して申請してください。
- (1) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示すること。）及び設備の概要
  - (2) 利用者の推定数

- (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (4) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (5) 利用定員

別記様式第2号の14中「第21条の5の19第1項（第24条の13）」を「第21条の5の20第3項（第24条の13第3項）」に改める。

別記様式第2号の15中「第21条の5の19第1項（第2項）」を「第21条の5の20第3項（第4項）」に、「受けていた」を「受けている」に改め、同様式の注書第3項を次のように改める。

3 事業の廃止又は休止に係る届出にあっては、廃止又は休止しようとする日の1箇月前までに、次に掲げる書類を添付して届け出てください。

(1) 利用者の移行先等を把握することができるもの

現に指定障害児通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害児通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無並びに引き続き当該指定障害児通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称を記載すること。

(2) 利用者の希望等を調査するために実施した面談等の対応について記録したもの

別記様式第3号中

|           |            |               |
|-----------|------------|---------------|
| 社会保険の加入状況 | 加入の有無      | 有 ・ 無         |
|           | 種類         | ( ) 被保険者名 ( ) |
|           | 被保険者証の記号番号 | ( )           |
|           | 出産一時金等の額   | ( ) 円         |

を

|           |            |               |
|-----------|------------|---------------|
| 社会保険の加入状況 | 加入の有無      | 有 ・ 無         |
|           | 種類         | ( ) 被保険者名 ( ) |
|           | 被保険者証の記号番号 | ( )           |
|           | 出産一時金等の額   | ( ) 円         |

同意欄

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する事務を処理する場合に限り、知事が情報提供ネットワークシステムを使用して市町村民税（特別区民税を含む。）に関する情報を取得することに同意します。

| 同意者 | ふりがな氏名 | 妊産婦との続柄 | 生年月日 | 住所                              |
|-----|--------|---------|------|---------------------------------|
|     |        |         |      | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |
|     |        |         |      | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |
|     |        |         |      | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |
|     |        |         |      | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |

に改

める。

別記様式第4号中

|          |     |              |      |
|----------|-----|--------------|------|
| 生活保護等の状況 | 適用有 | (適用開始 年 月 日) | ・適用無 |
|          |     | 適用法規         |      |

を

|                                                                                                    |        |            |      |     |                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|------|-----|---------------------------------|
| 生活保護等の状況                                                                                           | 適用有    | 適用開始 年 月 日 |      |     | ・適用無                            |
|                                                                                                    |        | 適用法規       |      |     |                                 |
| 同意欄                                                                                                |        |            |      |     |                                 |
| 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する事務を処理する場合に限り、知事が情報提供ネットワークシステムを使用して市町村民税（特別区民税を含む。）に関する情報を取得することに同意します。 |        |            |      |     |                                 |
| 同意者                                                                                                | ふりがな氏名 | 保護者との続柄    | 生年月日 | 住 所 |                                 |
|                                                                                                    |        |            |      |     | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |
|                                                                                                    |        |            |      |     | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |
|                                                                                                    |        |            |      |     | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |
|                                                                                                    |        |            |      |     | <input type="checkbox"/> 申請者と同居 |

に改

める。

別記様式第4号の7の注書を次のように改める。

（注）指定を辞退しようとする日の3箇月前までに、次に掲げる書類を添付して申し出てください。

1 利用者の移行先等を把握することができるもの

（現に障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無並びに引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称を記載すること。

2 利用者の希望等を調査するために実施した面談等の対応について記録したもの

別記様式第5号の2（裏）の注書中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

別紙様式第6号の3の2を次のように改める。

様式第6号の3の2

年 月 日

山形県知事 殿

提出者 氏 名  
(記名押印又は署名)  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

児 童 自 立 生 活 援 助 申 込 書

下記のとおり児童自立生活援助の実施を希望するので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により申し込みます。

記

- 1 児童自立生活援助実施希望者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び職業
- 2 児童自立生活援助の実施を希望する理由
- 3 その他参考事項

同意欄

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する事務を処理する場合に限り、知事が情報提供ネットワークシステムを使用して市町村民税（特別区民税を含む。）に関する情報を取得することに同意します。

同意者（実施希望者） 氏 名

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第10号の改正規定及び附則第3項の規定は、同年4月2日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第5号の2及び別記様式第6号の3の2の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号ヌ中「第7項及び第9項」を「第9項及び第11項」に改める。

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年10月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「は、」を「（次項において「業務従事期間」という。）は、」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 条例別表第1号に掲げる施設（以下「7年施設」という。）における業務従事期間（以下「7年施設業務従事期間」という。）及び同表第2号から第8号までに掲げる施設又は条例第9条第1項第5号に規定する県内の町村若しくは同項第6号に規定する母子健康包括支援センター（以下「5年施設」という。）における業務従事期間（以下「5年施設業務従事期間」という。）を通算する場合の業務従事期間の計算は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 条例第11条第1項の規定による債務の免除（次号において「債務の免除」という。）を受けようとする際

に、7年施設において業務に従事している場合 7年施設業務従事期間と5年施設業務従事期間に相当する期間に60分の84を乗じて得た期間とを合算

(2) 債務の免除を受けようとする際に、5年施設において業務に従事している場合 5年施設業務従事期間と7年施設業務従事期間に相当する期間に84分の60を乗じて得た期間とを合算

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第35号

##### 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「受けていた」を「受けている」に改め、同様式の注書第3項を次のように改める。

3 事業の廃止又は休止に係る届出にあっては、廃止又は休止しようとする日の1月前までに、次に掲げる書類を添付して届け出てください。

(1) 利用者の移行先等を把握することができるもの

現に指定障害福祉サービス（指定相談支援）を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービス（指定相談支援）に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無並びに引き続き当該指定障害福祉サービス（指定相談支援）に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス（相談支援）を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス（指定相談支援）事業者の名称を記載すること。

(2) 利用者の希望等を調査するために実施した面談等の対応について記録したもの

別記様式第3号の2の注書を次のように改める。

(注) 指定を辞退する日の3月前までに、次に掲げる書類を添付して申し出てください。

1 利用者の移行先等を把握することができるもの

現に施設障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無並びに引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称を記載すること。

2 利用者の希望等を調査するために実施した面談等の対応について記録したもの

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第36号

##### 山形県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

山形県農業共済組合検査規則（昭和28年5月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 農業保険法に基づく検査に関する規則

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「」第142条の2から第142条の4まで」を「。以下「法」という。）第209条第1項から第3項まで」に、「より農業共済組合（以下「組合」という。）に対して」を「基づき」に改める。

第2条中「は、組合」を「は、農業共済組合又は受託者（法第114条第1項又は第188条第1項の規定により業務の委託を受けた者をいう。）（以下単に「組合」という。）」に改める。

第8条第2項中「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条」を「法第209条第4項」に改める。

第14条第2項中「農業災害補償法第142条の5」を「法第210条」に改め、同条第4項中「農業災害補償法第142条の4」を「法第209条第3項」に改める。

別記様式中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第37号

#### 山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則

（使用の目的）

第1条 農業総合研究センター所長（以下「所長」という。）は、試験研究等の目的で管理する器具又は機械の一部について、6次産業化（生産から加工及び流通までを総合的かつ一体的に行うことにより、新たな付加価値を生み出すことをいう。）の推進を図るため適当であり、かつ、農業総合研究センターの業務に支障を来さないと思われるときは、この規則の定めるところにより使用させることができる。

（料金の徴収等）

第2条 県は、別表に掲げる器具又は機械を使用する者から同表に定める額の料金を徴収する。

2 前項の料金は、所長が特に必要と認めた場合を除き、使用前に一時に徴収する。

3 所長は、公益上必要と認めたときは、第1項の料金の全部又は一部を減額することができる。

4 既に徴収した料金は、使用を開始する日の7日前までに使用の中止を申し出た場合及び第4条の規定により使用を中止した場合を除き、還付しない。

（使用の承認）

第3条 器具又は機械の一部を使用しようとする者は、あらかじめ申請書を所長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の承認に安全上、衛生上又は農業総合研究センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 所長は、第1項の承認をしたときは使用の場所、日時、器具又は機械の名称、使用の条件及び料金の額を、承認しなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

（使用の制限）

第4条 前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用期間中であっても、県が使用の承認に係る器具又は機械を必要とするときは、その使用を中止しなければならない。

（使用の停止）

第5条 使用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、所長は、使用者に対し、いつでも、使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が器具又は機械を使用の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 使用者が器具又は機械をその備付の場所を離れて使用したとき。

(3) その他所長が承認した使用条件に違反したとき。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月2日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表農業総合研究センター所長の項委任事項の欄に次の1項を加える。

3 山形県農業総合研究センターの設備の一部使用に関する規則に基づく次の事項

(1) 第2条第2項の規定による料金の徴収の特例に関する事

(2) 第2条第3項の規定による料金の減額に関する事

(3) 第3条の規定による使用の承認に関する事

## (4) 第5条の規定による使用の停止に関する事

## 別表

| 設置場所            | 器具又は機械       | 単位      | 料金の額   |
|-----------------|--------------|---------|--------|
| 洗浄室             | 枝豆さやもぎ機      | 1時間     | 400円   |
|                 | 野菜洗浄機        | 1時間     | 370円   |
|                 | 食品脱水機        | 1時間     | 380円   |
| 一次加工室           | かくはん機付き蒸気回転釜 | 1時間     | 740円   |
|                 | マスコロイダー      | 1時間     | 520円   |
|                 | ガスコンロ        | 1時間     | 740円   |
|                 | 野菜スライサー      | 1時間     | 390円   |
|                 | 野菜裁断機        | 1時間     | 420円   |
|                 | ジューサー        | 1時間     | 770円   |
|                 | パルパーフィニッシャー  | 1時間     | 530円   |
|                 | ドラムドライヤー     | 1時間     | 840円   |
|                 | 枝豆さやむき機      | 1時間     | 410円   |
|                 | 加工室1         | 真空フライヤー | 1時間    |
| スチームコンベクションオープン |              | 1時間     | 820円   |
| ドウコンディショナー      |              | 1時間     | 450円   |
| 蒸し器             |              | 1時間     | 580円   |
| ガスコンロ           |              | 1時間     | 740円   |
| 卓上ミキサー          |              | 1時間     | 370円   |
| ブレンダー           |              | 1時間     | 400円   |
| ブリクサー           |              | 1時間     | 410円   |
| ガス充てんシーラー       |              | 1時間     | 440円   |
| ガス充てん真空包装機      |              | 1時間     | 460円   |
| 半自動カップシール機      |              | 1時間     | 4,740円 |
| ピロー包装機          |              | 1時間     | 1,370円 |
| ライスケーキマシン       |              | 1時間     | 600円   |
| 食品乾燥機           |              | 8時間     | 1,460円 |
| 据え置き型ミキサー       |              | 1時間     | 410円   |
| 加工室2            | 蒸気回転釜        | 1時間     | 730円   |
|                 | 殺菌槽          | 1時間     | 1,040円 |
|                 | レトルト殺菌機      | 1時間     | 1,330円 |
|                 | 加圧減圧かくはん試験機  | 1時間     | 1,020円 |
|                 | ブラストチラー      | 1時間     | 520円   |
|                 | ガスコンロ        | 1時間     | 740円   |
|                 | 汎用充てん機       | 1時間     | 450円   |
|                 | フードカッター      | 1時間     | 400円   |
|                 | 水物シーラー       | 1時間     | 410円   |
|                 | 真空包装機        | 1時間     | 540円   |
|                 | 温度履歴記録装置     | 1時間     | 560円   |
|                 | 瓶詰め機         | 1時間     | 420円   |
|                 | エア一式打栓機      | 1時間     | 460円   |
|                 | PPキャップシーマー   | 1時間     | 470円   |
|                 | 炭酸飲料製造装置     | 1時間     | 640円   |
|                 | アイスクリーム製造機   | 1時間     | 610円   |
|                 | パステライザー      | 1時間     | 640円   |
|                 | アイスクリーム充てん機  | 1時間     | 450円   |

|     |                   |     |      |
|-----|-------------------|-----|------|
|     | 移送ポンプ             | 1時間 | 490円 |
|     | カップ打栓機            | 1時間 | 360円 |
|     | リットル缶密封締め機（クリンパー） | 1時間 | 370円 |
| 包装室 | 金属検出機             | 1時間 | 430円 |
|     | エックス線異物検出装置       | 1時間 | 770円 |
|     | ラベルプリンター          | 1時間 | 610円 |

（注）使用時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

## 訓 令

### 山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,170円」を「5,390円」に改め、同号ロ中「6,810円」を「6,790円」に改め、同号ハ中「5,530円」を「6,790円」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 山形県訓令第4号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項中

|    |     |                             |                                                                                                      |       |
|----|-----|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ”  | 方27 | ほ場審査証明書用<br>及び生産物審査証<br>明書用 | 各総合支庁産業経済部農業技術<br>普及課長、村山総合支庁産業経<br>済部の西村山農業技術普及課長<br>及び北村山農業技術普及課長並<br>びに置賜総合支庁産業経済部西<br>置賜農業技術普及課長 | を     |
| 削除 |     |                             |                                                                                                      | に改める。 |

別表2(1)序印の項中  
 「1. 2. 3. 4. 5. 5の2. 5の3. 6. 7  
 山形県印  
 削除削除削除削除」  
 を  
 「1. 2. 3. 4. 5. 5の2. 5の3. 6. 7. 8. 9. 10  
 山形県印  
 削除」  
 に

改める。

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

山形県訓令第5号

健康福祉部  
保健所

山形県栄養改善法施行手続を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

山形県知事 吉村美栄子

山形県栄養改善法施行手続を廃止する訓令

山形県栄養改善法施行手続（昭和29年3月県訓令第6号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第245号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した蔵王国定公園に関する公園事業の一部の概要は、次のとおりである。

平成30年3月30日

山形県知事 吉村美栄子

| 公園事業の名称          | 事業地                          | 施設の規模         |
|------------------|------------------------------|---------------|
| 蔵王高原集団施設地区公衆浴場事業 | 上山市永野外1蔵王山外3国有林<br>241林班ニ小班外 | 区域面積 0.5ヘクタール |

山形県告示第246号

山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）第3条第2項の規定により、山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 開館時間  
午前9時から午後5時まで
- 2 適用期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**山形県告示第247号**

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、山形県志津野営場の休場日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 休場日

11月1日から翌年の5月31日までの日（4月1日から5月31日までの間で条例第2条第1項の許可を受けた者が使用する日を除く。）

## 2 利用時間

午前10時から翌日の午前10時まで

## 3 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**山形県告示第248号**

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）第10条第2項の規定により、山形県志津野営場の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 名 称      | 利 用 料 金          |
|----------|------------------|
| 第1テントサイト | 1区画1泊につき 1,000円  |
| 第2テントサイト | テント1張り1泊につき 500円 |

## 2 適用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**山形県告示第249号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第2項の規定により、山形県保健医療計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、健康福祉部健康福祉企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第250号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定試験実施機関の名称      | 指定試験実施機関の所在地    | 指定期間                        |
|------------------|-----------------|-----------------------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉協議会 | 山形市小白川町二丁目3番31号 | 平成30年4月1日から<br>平成31年3月31日まで |

**山形県告示第251号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定した。  
平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定研修実施機関の名称      | 指定研修実施機関の所在地    | 指定期間                        |
|------------------|-----------------|-----------------------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉協議会 | 山形市小白川町二丁目3番31号 | 平成30年4月1日から<br>平成31年3月31日まで |

**山形県告示第252号**

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間及び休館日

| 開館時間                | 休 館 日                                                                     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 午前8時30分から<br>午後5時まで | 1 日曜日及び土曜日<br>2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日<br>3 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用することができる。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、閉館時間並びに日曜日及び土曜日においても当該施設を利用することができる。

2 適用期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

**山形県告示第253号**

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

| 種 別 及 び 面 積 |           | 利 用 料 金 の 額 |         |                      |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|----------------------|---------|
|             |           | 1月につき       | 1日につき   | 1時間につき               |         |
|             |           |             |         | 休館日以外の日の午前9時から午後5時まで | 左記以外の時間 |
| 研究開発室       | 40平方メートル  | 104,000円    | 3,400円  |                      |         |
|             | 68平方メートル  | 176,800円    | 5,800円  |                      |         |
|             | 81平方メートル  | 210,600円    | 7,000円  |                      |         |
|             | 135平方メートル | 351,000円    | 11,700円 |                      |         |

|        |           |          |        |        |        |
|--------|-----------|----------|--------|--------|--------|
| 新規創業室  | 40平方メートル  | 60,000円  | 2,000円 |        |        |
|        | 68平方メートル  | 102,000円 | 3,400円 |        |        |
|        | 81平方メートル  | 121,500円 | 4,000円 |        |        |
|        | 135平方メートル | 202,500円 | 6,700円 |        |        |
| 多目的ホール | 190平方メートル |          |        | 2,200円 | 4,800円 |
| 視聴覚室   | 158平方メートル |          |        | 1,800円 | 4,400円 |
| 会議室    | 81平方メートル  |          |        | 900円   | 2,200円 |
|        | 162平方メートル |          |        | 1,800円 | 4,400円 |
| 指定駐車場  | 12平方メートル  | 3,000円   | 100円   |        |        |

- 備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の中途で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。
- 3 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は休館日以外の日の午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

## (2) 設備

| 区 分   |              | 単 位    | 金 額                                                       |
|-------|--------------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 出力設備  | カラーレーザープリンタ  | 1枚当たり  | カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円                      |
|       | 大型紙対応カラープリンタ |        | 日本工業規格B0の用紙を用いる場合にあっては1,200円、日本工業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,000円 |
| 視聴覚設備 | データプロジェクター   | 1時間当たり | 100円                                                      |

## 2 適用期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

## 山形県告示第254号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「第6号まで」を「第4号まで及び第6号」に、「第7号」を「第5号、第7号」に、

|                                                    |       |       |
|----------------------------------------------------|-------|-------|
| 「<br>専門家派遣付長期設備保証制度（山形県商工業振興資金融資制度<br>を利用するものに限る。） | 10分の4 | を     |
| 「<br>専門家派遣付長期設備保証制度（山形県商工業振興資金融資制度<br>を利用するものに限る。） | 10分の4 |       |
| 危機関連保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するも<br>のに限る。）            | 10分の4 | に改める。 |

#### 附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年4月1日前に山形県信用保証協会が受け付けた債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第255号

山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）第6条第2項の規定により、山形県産業科学館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 開館時間  
午前10時から午後6時まで
- 休館日
  - 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
  - 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 適用期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 山形県告示第256号

山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農作物等災害対策事業費補助金交付規程（平成25年3月県告示第268号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 農業者 経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農産物販売金額が50万円以上の農業者をいう。

第3条第1項中「又は」を「、」に、「団体」を「団体又は農業者」に改め、同項第1号中「第8号まで」を「第7号まで」に改め、同項第2号中「次項第9号」を「次項第8号」に改め、同条第2項第1号中「等の」を「、雨よけ施設等の」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「融雪遅延対策事業」を「融雪剤購入事業」に改め、同号を同項第8号とする。

#### 附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

**山形県告示第257号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成30年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
  - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区的第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

**山形県告示第258号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、最上郡金山町、同郡真室川町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成29年7月3日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基本重力測量）

**山形県告示第259号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域                                                                                      | 調 査 期 間                   |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 山 形 市     | 大字沼木及び大字門伝の各一部                                                                               | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで |
|           | 大字漆山、大字七浦、大字上反田、大字古館、大字門伝、大字柏倉、大字沼木、松栄一丁目、松栄二丁目、鉄砲町、大字千手堂、六日町、長町、飯沢、松栄、長苗代、羽黒堂、高堂二丁目及び高堂の各一部 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで   |
|           | 大字沼木、大字門伝、飯沢、松栄、松栄一丁目、大字青柳、新開一丁目、新開二丁目、大字村木沢、西見田、飯塚町、中沼、木ノ目田及び横道の各一部                         | 平成30年2月23日から同年3月31日まで     |

|         |                                                                        |                           |
|---------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 米 沢 市   | 大字李山及び笹野本町の各一部                                                         | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで |
|         | 同                                                                      | 平成30年2月23日から同年3月31日まで     |
| 鶴 岡 市   | 木野俣及び菅野代の各一部                                                           | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで   |
| 酒 田 市   | 北俣及び生石の各一部                                                             | 同                         |
| 上 山 市   | 八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、北町、新町二丁目、旭町一丁目、御井戸丁、湯町、新丁、軽井沢一丁目及び新町一丁目の各一部 | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで |
|         | 長清水一丁目、長清水二丁目、長清水三丁目及び石堂の各一部                                           | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで   |
| 天 童 市   | 大字寺津及び大字藤内新田の各一部                                                       | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで |
|         | 大字寺津、大字藤内新田及び大字蔵増の各一部                                                  | 平成30年2月23日から同年3月31日まで     |
| 長 井 市   | 今泉の一部                                                                  | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで   |
| 尾 花 沢 市 | 大字行沢、大字中島及び大字上柳渡戸の各一部                                                  | 同                         |
| 大 江 町   | 大字勝生、大字小清、大字沢口、大字柳川及び大字貫見の各一部                                          | 同                         |
| 川 西 町   | 大字下小松の一部                                                               | 同                         |
| 白 鷹 町   | 大字萩野の一部                                                                | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで |
|         | 同                                                                      | 平成30年2月23日から同年3月31日まで     |
| 飯 豊 町   | 大字萩生の一部                                                                | 平成28年12月22日から平成30年3月31日まで |
|         | 同                                                                      | 平成30年2月23日から同年3月31日まで     |

## 山形県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
戸沢村土地改良区
- 2 事務所の所在地

最上郡戸沢村大字名高1593番地の96

3 認可年月日

平成30年3月23日

山形県告示第261号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間          | 休業日                                                                                                                                         |
|-----------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 屋内多目的施設   | 午前9時から午後10時まで | 1 4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日までの第2火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日まで |

2 適用期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

山形県告示第262号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位          | 利用料金             |
|-------------------|--------------|------------------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 710円             |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル1日につき | 70円              |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 | 1人1日につき      | 710円             |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影         | 1人1日につき<br>710円  |
|                   | 映画撮影         | 1日につき<br>14,280円 |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

(イ) (ロ)以外の場合

| 有料公園施設の名称 | 区 分                   |                  |                | 利 用 料 金                       |
|-----------|-----------------------|------------------|----------------|-------------------------------|
| 屋内多目的施設   | 全部を単独で使用する場合          | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料金を領収しない場合   | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1時間あたり 880円 |
|           |                       |                  | 上記以外の場合        | 1時間あたり 1,760円                 |
|           |                       | 入場料金を領収する場合      | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間あたり 1,750円                 |
|           |                       |                  | 上記以外の場合        | 1時間あたり 3,500円                 |
|           | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合     | 1時間あたり 8,770円  |                               |
|           |                       | 入場料金を領収する場合      | 1時間あたり 35,090円 |                               |
|           | 半面を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合   |                | 1時間あたり 440円                   |
|           |                       | 上記以外の場合          |                | 1時間あたり 880円                   |

(ロ) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して利用する場合

| 有料公園施設の名称 | 区 分                   |                  |                | 利 用 料 金                       |
|-----------|-----------------------|------------------|----------------|-------------------------------|
| 屋内多目的施設   | 全部を単独で使用する場合          | アマチュアスポーツに使用する場合 | 入場料金を領収しない場合   | 児童生徒等のみが使用する場合<br>1時間あたり 440円 |
|           |                       |                  | 上記以外の場合        | 1時間あたり 880円                   |
|           |                       | 入場料金を領収する場合      | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間あたり 880円                   |
|           |                       |                  | 上記以外の場合        | 1時間あたり 1,750円                 |
|           | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 | 入場料金を領収しない場合     | 1時間あたり 4,390円  |                               |
|           |                       | 入場料金を領収する場合      | 1時間あたり 17,550円 |                               |
|           | 半面を単独で使用する場合          | 児童生徒等のみが使用する場合   |                | 1時間あたり 220円                   |
|           |                       | 上記以外の場合          |                | 1時間あたり 440円                   |

ロ 附属施設及び器具の利用料金

| 区 分     | 単 位  | 利 用 料 金          |                       |
|---------|------|------------------|-----------------------|
|         |      | アマチュアスポーツに使用する場合 | アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 |
| 屋内多目的施設 | 会議室  | 1時間につき 200円      | 410円                  |
|         | 放送設備 | 1時間につき 50円       | 100円                  |

|          |              |      |  |
|----------|--------------|------|--|
| テニス用具    | 一式<br>1時間につき | 50円  |  |
| ミニサッカー用具 | 一式<br>1時間につき | 100円 |  |
| ゲートボール用具 | 一式<br>1時間につき | 50円  |  |

## ハ 電気消費加算額

| 区       | 分      | 単 位    | 加 算 額  |
|---------|--------|--------|--------|
| 屋内多目的施設 | 全灯使用   | 1時間につき | 1,620円 |
|         | 1/2灯使用 | 1時間につき | 800円   |
|         | 持込機器電源 |        | 実費相当額  |

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

## 山形県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 287号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                            | 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|----------------------------------------------|---------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 米沢市成島町二丁目2917番3から<br>東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋365番2まで | 米沢市窪田町小瀬字鎌倉上700番3から<br>同 六郷町桐原252番3まで | 旧    | 69.6メートル<br>} 6.6  | 14,830メートル |
|                                              |                                       |      | 115.8メートル<br>} 6.0 | 3,347メートル  |
|                                              |                                       |      | 66.8メートル<br>} 14.0 | 2,861メートル  |

|                                              |   |                    |                |
|----------------------------------------------|---|--------------------|----------------|
| 米沢市成島町二丁目2917番3から<br>東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋365番2まで | 新 | 69.6メートル<br>} 6.6  | 14,830<br>メートル |
| 米沢市窪田町小瀬字鎌倉上700番3から<br>同 六郷町桐原252番3まで        |   | 115.8メートル<br>} 6.0 | 3,347<br>メートル  |
| 東置賜郡川西町大字時田字四ツ輪久2054番から<br>同 西大塚字荒小屋365番2まで  |   | 66.8メートル<br>} 14.0 | 5,580<br>メートル  |

## 山形県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梨郷赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長          |
|------------------------------------|---|------|--------------------|-------------|
| 南陽市砂塚字下大作一3055番2から<br>同 深田3405番1まで |   | 旧    | 18.4メートル<br>} 14.2 | 200<br>メートル |
| 同                                  | 上 | 新    | 30.0メートル<br>} 14.2 | 同上          |

## 山形県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯宮内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長          |
|-------------------------------------|---|------|-------------------|-------------|
| 南陽市三間通字円蔵前348番1から<br>同 円蔵西1291番27まで |   | 旧    | 27.0メートル<br>} 8.2 | 110<br>メートル |
| 同                                   | 上 | 新    | 27.0メートル<br>} 8.2 | 同上          |
| 同                                   | 上 |      | 42.0メートル<br>} 8.2 | 156<br>メートル |

## 山形県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 梨郷赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市砂塚字下大作一3055番2から  
同 深田3405番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月30日

## 山形県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|----------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 酒田市京田二丁目93番1から<br>同 まで           | 旧    | 28.0メートル<br>}<br>25.0 | 10<br>メートル    |
| 酒田市新堀字前岡512番2から<br>同 京田二丁目93番1まで | 新    | 92.0メートル<br>}<br>18.7 | 5,693<br>メートル |

## 山形県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 東田川郡庄内町跡字西畑170番から<br>同 余目字矢口98番3まで | 旧    | 30.4メートル<br>}<br>9.7  | 2,759<br>メートル |
| 同 上                                | 新    | 30.4メートル<br>}<br>9.7  | 2,759<br>メートル |
| 東田川郡庄内町跡字西田112番から<br>同 余目字矢口98番3まで | 新    | 62.2メートル<br>}<br>12.2 | 3,836<br>メートル |

## 山形県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|---------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 東田川郡庄内町余目字町8番から<br>同 まで         | 旧    | 25.0メートル<br>} 17.0 | 20メートル    |
| 東田川郡庄内町常万字向田3番1から<br>同 余目字町8番まで | 新    | 77.9メートル<br>} 13.7 | 2,800メートル |

**山形県告示第270号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正

**山形県告示第271号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・5・31号藤島駅笹花線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成30年3月22日 東北地方整備局告示第67号

**山形県告示第272号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・3号羽黒橋加茂線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成30年3月22日 東北地方整備局告示第68号

**山形県告示第273号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・28号四日町日月山線及び3・6・1号新築西通り二口橋線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成30年3月22日 東北地方整備局告示第69号

**山形県告示第274号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 長井都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・10号桐町成田線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成30年3月22日 東北地方整備局告示第70号

**山形県告示第275号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 長谷堂
- 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡市  | 町村 | 大字  | 字  | 地番     | 標柱番号     |
|-----|----|-----|----|--------|----------|
| 山形市 |    | 長谷堂 | 飯森 | 22-1   | 1号       |
|     |    |     | 城山 | 3460-2 | 2号及び3号   |
|     |    |     |    | 3461   | 4号から6号まで |
|     |    |     | 飯森 | 24地先   | 7号から9号まで |

### 山形県告示第276号

山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により、山形県ふるさと交流広場の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉村美栄子

#### 1 利用料金

| 名称    | 区分          |                | 単位     | 利用料金 |
|-------|-------------|----------------|--------|------|
| 多目的広場 | 全部を使用する場合   | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり | 200円 |
|       |             | 上記以外の場合        | 1時間当たり | 300円 |
|       | 半面を使用する場合   | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり | 100円 |
|       |             | 上記以外の場合        | 1時間当たり | 200円 |
|       | 1/4面を使用する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1時間当たり | 100円 |
|       |             | 上記以外の場合        | 1時間当たり | 200円 |

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

#### 2 適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 山形県告示第277号

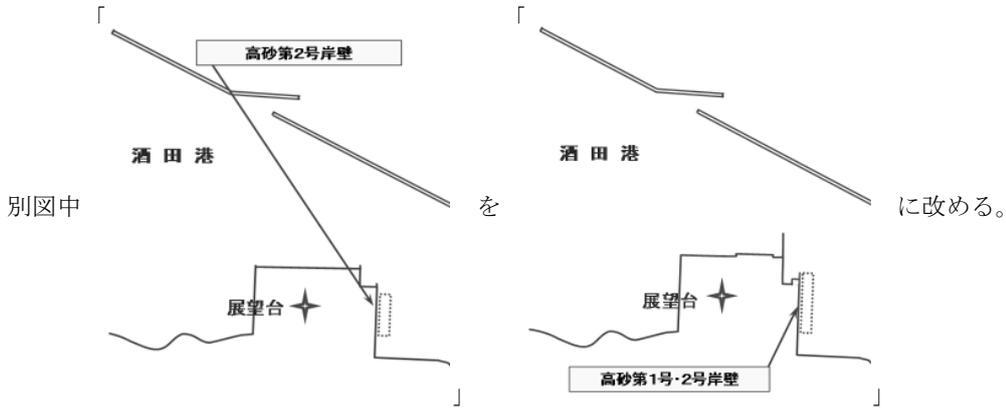
平成16年6月県告示第706号（重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉村美栄子

第2項に次の1号を加える。

(10) 高砂第1号岸壁から海に向かって垂直に70メートルの範囲の水域



**山形県告示第278号**

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中

|                |     |       |  |
|----------------|-----|-------|--|
| 高砂ふ頭法止護岸       | -38 | 102.3 |  |
| 高砂取付護岸         | -39 | 113   |  |
| 高砂第2号岸壁取付護岸（A） | -40 | 72    |  |

を

|          |     |      |  |
|----------|-----|------|--|
| 高砂ふ頭法止護岸 | -38 | 65.4 |  |
| 高砂取付護岸   | -39 | 113  |  |

に改め、同表係

留施設Cの項中

|         |     |        |       |
|---------|-----|--------|-------|
| 宮海第2号岸壁 | -23 | 170.05 | -10.0 |
|---------|-----|--------|-------|

を

|         |     |        |       |
|---------|-----|--------|-------|
| 宮海第2号岸壁 | -23 | 170.05 | -10.0 |
| 高砂第1号岸壁 | -25 | 112.03 | -13.0 |

に改め、同表荷

さばき施設Fの項中

|            |     |        |  |
|------------|-----|--------|--|
| 高砂第1号荷さばき地 | -20 | 30,805 |  |
|------------|-----|--------|--|

を

|               |     |        |  |
|---------------|-----|--------|--|
| 高砂第1号荷さばき地    | -20 | 30,805 |  |
| 高砂第1号荷さばき地（A） | -21 | 3,592  |  |

に改める。

**山形県告示第279号**

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 390円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 620円            |
| その他の者                                                                                               | 1,100円          |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設     | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|---------|-----------------|
| 和室（16畳） | 200円            |
| 和室（20畳） | 200円            |
| 和室（40畳） | 200円            |
| 和室（60畳） | 630円            |
| 第1研修室   | 630円            |
| 第2研修室   | 200円            |
| 食堂      | 200円            |
| プレイルーム  | 1,310円          |

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第9号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

#### 1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで  
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

#### 2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

#### 3 適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があつた。

平成30年3月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日          |
|---------|--------|----------|------------------|----------------|
| 天童創生塾   | 志田泰久   | 川口隆      | 天童市老野森3-4-17     | 平成<br>29.12.28 |
| 山科春美後援会 | 山科春美   | 加賀由美子    | 新庄市大字泉田字上村西432-2 | 同<br>30.2.23   |

#### 山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があつた。

平成30年3月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 異動事項          | 内 容               |                            | 異動年月日       |
|--------------|--------|---------------|-------------------|----------------------------|-------------|
|              |        |               | 新                 | 旧                          |             |
| 公明党村山総支部     | 後藤和信   | 会計責任者の氏名      | 鈴木光一              | 布施正昭                       | 平成30. 1. 22 |
| 民進党山形県第3区総支部 | 阿部昇司   | 主たる事務所の所在地    | 山形市十日町2-2-51      | 酒田市みずほ2-17-3-B             | 同<br>1. 28  |
|              |        | 代表者の氏名        | 阿部昇司              | 近藤洋介                       |             |
|              |        | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |             |
| 民進党山形県第1総支部  | 吉村和武   | 主たる事務所の所在地    | 山形市十日町2-2-51      | 山形市成沢西1-9-5                | 同<br>2. 1   |
|              |        | 代表者の氏名        | 吉村和武              | 荒井寛                        |             |
|              |        | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |             |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名 | 異動事項     | 内 容  |       | 異動年月日       |
|--------------------|--------|----------|------|-------|-------------|
|                    |        |          | 新    | 旧     |             |
| 大泉正信後援会            | 武田義雄   | 会計責任者の氏名 | 武田義雄 | 小野田弘美 | 平成30. 1. 19 |
| 菅野修一を育む会           | 高橋昌志   | 代表者の氏名   | 高橋昌志 | 小林幸吉  | 同<br>1. 22  |
| 柴田清正後援会            | 小沼正一   | 代表者の氏名   | 小沼正一 | 柴田国雄  | 同<br>2. 2   |
| 山形県民社協会新庄支部        | 笹原大輔   | 会計責任者の氏名 | 阿部駿  | 丸山裕行  | 同<br>2. 10  |
| 木村かんじ後援会           | 小竹博男   | 代表者の氏名   | 小竹博男 | 黒金義一  | 同<br>2. 19  |
| 山形県保険鍼灸・マッサージ師政治連盟 | 白田栄二   | 会計責任者の氏名 | 奥山千晴 | 五十嵐純知 | 同<br>2. 25  |
| 高橋けいすけ後援会          | 高橋啓介   | 会計責任者の氏名 | 小野雅弘 | 園部公雄  | 同<br>3. 1   |

山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年3月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 解散年月日        |
|-----------|---------|--------------|
| がもう光男後援会  | 蒲 生 光 男 | 平成29. 12. 30 |
| 町田よしあき後援会 | 町 田 義 昭 | 平成29. 12. 31 |
| 加藤太一後援会   | 須 藤 誠 一 | 平成30. 2. 18  |

## 山形県選挙管理委員会告示第15号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
平成30年3月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中 「特別養護老人ホームソーレ東根」 " 温泉町二丁目5番3-5号」を

|                |                |                   |
|----------------|----------------|-------------------|
| 特別養護老人ホームソーレ東根 | " 温泉町二丁目5番3-5号 | に改め、3 身体障害者支援施設の項 |
| 特別養護老人ホームおとおみ  | " 大字羽入2072番地1  |                   |

の表中 「最上郡舟形町舟形2387-1」を 「最上郡舟形町舟形4733番地」に改め、5 介護老人保健施設の

項の表中 「みゆきの丘」 上山市弁天二丁目2-11」を

|                         |                |       |
|-------------------------|----------------|-------|
| みゆきの丘                   | 上山市弁天二丁目2-11   | に改める。 |
| 社会医療法人二本松会介護老人保健施設かなやの里 | " 金谷字下河原1370番地 |       |

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

## 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成30年3月30日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 國 方 敬 司

## 1 指示の内容

## (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

## (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

**山形県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成30年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成30年3月30日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 國 方 敬 司

平成30年度増殖数量指示

| 増殖方法  |        | 移殖放流  |         |       |     |     |         |                |          |          |         |         |       |       | 人工ふ化放流 |       |      |            | 産卵場造成等 |         |     |        | その他                        |                  |
|-------|--------|-------|---------|-------|-----|-----|---------|----------------|----------|----------|---------|---------|-------|-------|--------|-------|------|------------|--------|---------|-----|--------|----------------------------|------------------|
| 魚種名   | 免許番号   | あゆ    | うぐい(はや) | こい    | ふな  | うなぎ | かじか     | さくらます(やまめ)(稚魚) | にじます(稚魚) | にじます(成魚) | いわな(稚魚) | いわな(成魚) | もくずがに | ひめます  | やつめうなぎ | いわな   | わかさぎ | さくらます(やまめ) | あゆ     | うぐい(はや) | かじか | やつめうなぎ |                            |                  |
| 漁協名   | 免許番号   | グラム   | グラム     | グラム   | グラム | グラム | グラム     | 尾              | 尾        | グラム      | 尾       | グラム     | 尾     | 尾     | 万粒     | 万粒    | 万粒   | 万粒         | 箇所     | 箇所      | 箇所  | 箇所     | 箇所                         |                  |
| 両羽    | 内共第1号  |       |         |       |     |     |         | 17,000         |          |          |         |         | 1,000 |       | 500    |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
| 県南    | 内共第2号  | 230   | 30      | 50    | 100 |     |         | 6,325          |          | 200      | 11,000  | 285     |       |       |        | 3     | 600  |            |        | 7       | 1   |        | いわな3                       |                  |
| 西置賜   | 内共第3号  | 600   |         |       | 30  |     |         | 15,000         | 1,000    |          | 15,000  | 120     |       |       |        |       |      |            |        |         | 6   | 8      |                            |                  |
| 最上川一  | 内共第4号  | 900   | 30      |       | 20  | 8   | 2       | 22,800         | 1,500    |          | 29,000  |         | 200   |       |        |       |      |            |        |         | 2   |        | 1                          | こい1、さくらます(やまめ)1  |
|       | 内共第5号  |       |         |       | 10  | 10  |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 900   | 30      |       | 10  | 30  | 8       | 22,800         | 1,500    |          | 29,000  |         | 200   |       |        |       |      |            |        |         | 2   |        | 1                          | こい1、さくらます(やまめ)1  |
| 最上川二  | 内共第6号  | 2,000 |         |       | 265 |     |         | 29,000         | 10,000   | 400      |         | 150     | 200   |       |        |       | 80   |            |        |         | 1   | 1      | 1                          |                  |
|       | 内共第7号  |       |         |       | 200 | 70  |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 内共第8号  |       |         |       | 200 | 265 |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 2,000 |         |       | 400 | 600 |         | 29,000         | 10,000   | 450      |         | 150     | 200   |       |        |       | 80   |            |        |         | 1   | 1      | 1                          |                  |
| 丹生川   | 内共第10号 | 850   |         |       | 20  |     |         | 10,000         |          | 10       | 4,000   |         | 300   |       |        | 1     |      |            |        |         | 7   | 6      |                            |                  |
| 小国川   | 内共第11号 | 3,500 |         |       | 30  |     |         | 60,000         | 500      |          | 20,000  |         | 1,000 |       |        |       |      |            |        |         | 9   | 7      | 7                          |                  |
|       | 内共第12号 |       |         |       | 50  | 5   |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 3,500 |         |       | 80  | 5   |         | 60,000         | 500      |          | 20,000  |         | 1,000 |       |        |       |      |            |        |         | 9   | 7      | 7                          |                  |
| 最北中部  | 内共第13号 | 550   |         |       | 5   |     |         | 25,000         | 3,000    |          | 25,000  |         | 700   |       |        |       |      |            |        |         | 2   | 2      | 2                          |                  |
|       | 内共第14号 |       |         |       | 5   |     |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 550   |         |       | 10  |     |         | 25,000         | 3,000    |          | 25,000  |         | 700   |       |        |       |      |            |        |         | 2   | 2      | 2                          |                  |
| 最上    | 内共第15号 | 1,200 |         |       | 10  | 3   |         | 50,000         |          |          | 20,000  |         | 3,000 |       |        |       |      |            |        | 4       | 4   | 2      | 2                          |                  |
| 最上川第八 | 内共第16号 | 200   |         |       | 5   |     |         | 20,000         |          |          | 10,000  |         | 1,000 |       | 140    |       |      |            |        |         | 4   | 3      |                            |                  |
| 赤川    | 内共第17号 | 110   |         |       |     |     |         | 6,000          |          |          | 2,000   |         | 500   |       |        |       |      |            |        |         | 2   |        | 2                          |                  |
|       | 内共第18号 | 410   |         |       | 5   |     |         | 29,000         |          | 30       | 28,000  |         | 2,500 |       |        |       | 5    |            | 2      | 3       | 3   |        |                            | さくらます(やまめ)9      |
|       | 内共第19号 |       |         |       |     |     |         |                |          |          |         |         |       | 3,000 |        |       |      |            |        |         |     |        |                            |                  |
|       | 計      | 520   |         |       | 5   |     |         | 35,000         |          | 30       | 30,000  |         | 3,000 | 3,000 |        |       | 5    |            | 2      | 5       | 3   | 2      |                            | さくらます(やまめ)9      |
| 月光川養  | 内共第20号 | 15    |         |       | 5   |     |         | 9,000          |          |          | 5,000   |         | 3,800 |       |        |       |      |            |        | 8       | 4   | 6      | 2                          |                  |
| 日向荒瀬  | 内共第21号 | 370   |         |       | 10  |     |         | 5,000          |          | 3        | 5,000   |         | 1,500 |       |        |       |      |            |        | 2       | 2   | 2      | 2                          |                  |
| 山戸    | 内共第22号 | 170   |         |       |     |     |         | 5,000          |          |          |         |         | 500   |       |        |       |      |            |        | 9       | 5   | 5      | 2                          | いわな6             |
| 温海町   | 内共第23号 | 110   |         |       |     |     |         | 3,000          |          |          | 3,000   |         | 100   |       |        |       |      |            |        | 2       | 1   | 1      | 1                          | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
|       | 内共第24号 | 70    |         |       |     |     |         | 3,000          |          |          | 3,000   |         | 100   |       |        |       |      |            |        | 2       | 2   | 1      | 1                          | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
|       | 内共第25号 | 120   |         |       |     |     |         | 4,000          |          |          | 4,000   |         | 100   |       |        |       |      |            |        | 3       | 2   | 2      | 1                          | いわな1、さくらます(やまめ)2 |
|       | 計      | 300   |         |       |     |     |         | 10,000         |          |          | 10,000  |         | 300   |       |        |       |      |            |        | 7       | 5   | 4      | 3                          | いわな3、さくらます(やまめ)6 |
| 小国町   | 内共第26号 | 600   |         |       |     |     | 15,000  |                |          | 130,000  |         |         |       |       |        | 1,500 |      |            |        | 6       | 6   |        |                            |                  |
| 作谷沢   | 内共第27号 |       |         |       | 200 | 180 |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            | こい1、ふな1          |
|       | 内共第28号 |       |         |       | 130 | 100 |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            | こい1、ふな1          |
|       | 計      |       |         |       | 330 | 280 |         |                |          |          |         |         |       |       |        |       |      |            |        |         |     |        |                            | こい2、ふな2          |
| 合計    | 12,005 | 60    | 790     | 1,185 | 16  | 5   | 334,125 | 16,000         | 690      | 314,000  | 555     | 16,500  | 3,000 | 640   | 4      | 2,880 | 5    | 32         | 71     | 56      | 24  |        | いわな12、さくらます(やまめ)16、こい3、ふな2 |                  |

## 企 業 局 関 係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間に係るものに限り」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 山形県企業告示第1号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第8条第2項の規定により、山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

- 1 出入口の閉鎖時間  
午後10時30分から翌日の午前7時まで
- 2 適用期間  
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 山形県企業告示第2号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第10条第2項の規定により、山形県営駐車場の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月30日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

- 1 利用料金

| 区 分        | 料 金                                                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般の利用者     | 250円に1時間を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）を加算した額                         |
| 図書館等を利用する者 | 講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）  |
| 上記以外の者     | 図書館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円） |

備考 この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

- 2 適用期間  
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「当分の間」を「平成31年3月31日までの間に係るものに限り」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県大規模システム統合基盤構築運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成30年5月10日（木）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県大規模システム統合基盤構築運用業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成35年8月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年3月31日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額と入札書に記載された金額のうち平成31年4月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額との合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち平成31年3月31日分までの金額の108分の100に相当する金額と平成31年4月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に

- 関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去6年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、人事給与システム、税務システム、財務会計システム等の基幹系システム（以下「基幹系システム」という。）の構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員として基幹系システムの構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当  
電話番号023(630)3199
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年4月25日（水）午後3時までに山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類）
- ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することが

できない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development and operation of the Yamagata Prefectural Government's mission-critical system integration infrastructure: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 10, 2018
- (3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 3199

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県大規模システム統合基盤構築運用に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成30年5月10日（木）午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県大規模システム統合基盤構築運用に係る特定ソフトウェア調達及び保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成35年8月31日まで
- (4) 入札方法 調達をする役務が提供される平成30年9月1日から平成35年8月31日までの期間に相当する料金の総価のうち平成30年9月分から平成31年3月分までの7箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち7箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

- 力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当  
電話番号023(630)3199
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年4月25日（水）午後3時まで山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Supply and maintenance of specified software for Development and operation of the Yamagata Prefectural Government's mission-critical system integration infrastructure: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 10, 2018
- (3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3199

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成30年7月30日まで縦覧に供する。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージョイ前田店  
山形市前田町6番10号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー 青森県八戸市根城六丁目22番10号  
代表取締役 川村 暢朗

## 3 変更する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
（変更前）181台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）72台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）12か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）7か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

平成30年10月23日

## 5 届出年月日

平成30年2月22日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県水産試験場漁業試験調査船の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成30年5月9日（水）午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県水産試験場漁業試験調査船 1隻
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書、一般配置図、建造仕様書及び搭載機器メーカー表による。
- (3) 納入期限 平成31年9月30日（月）
- (4) 納入場所 契約担当者が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

- 力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 都道府県の漁業試験調査船（軽合金型を除く。）について、過去10年以内に建造工事を履行した実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県農林水産部水産振興課水産企画振興担当  
電話番号023(630)3330
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県農林水産部水産振興課水産企画振興担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年4月9日午後1時までに山形県農林水産部水産振興課水産企画振興担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) 契約の締結に当たっては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年県条例第6号）第2条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Fisheries Research vessel: 1
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 9, 2018
- (3) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023(630)3330

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第2ア<br>パート2号 | 山形市鈴川町三<br>丁目18-51 | 3K   | 44.4                          | 2    | 一般用 | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,100                             | 19,100 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 3号             | 同 17-25            | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,700                             | 19,700 |                                    |
| 同 4号             | 同 17-22            | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,700                             | 19,700 |                                    |
| 同                | 同                  | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,700                             | 19,700 |                                    |
| 同 5号             | 同 17-17            | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,100                             | 19,100 |                                    |
| 同 五十鈴アパ<br>ート1号  | 同 大野目二<br>丁目2-52   | 同    | 51.2                          | 3    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,200 |                                    |
| 同                | 同                  | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,200 |                                    |
| 同 2号             | 同 2-50             | 同    | 51.2                          | 2    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,200 |                                    |
| 同 3号             | 同 2-46             | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,200 |                                    |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート2号 | 同 円応寺町<br>21-26    | 3DK  | 59.3                          | 1    | 同   | 17,800                  | 20,500                             | 23,500                             | 26,500                             | 30,300                             | 34,900 |                                    |
| 同 桜町アパー<br>ート1号  | 同 桜町四丁<br>目12-16   | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 18,600                  | 21,500                             | 24,600                             | 27,800                             | 31,700                             | 36,600 |                                    |
| 同 宮町アパー<br>ート1号  | 同 宮町二丁<br>目8-23    | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 22,100                  | 25,500                             | 29,200                             | 32,900                             | 37,600                             | 43,400 |                                    |
| 同 あたごアパ<br>ート    | 同 小白川町<br>五丁目27-15 | 3LDK | 71.9                          | 2    | 同   | 28,900                  | 33,400                             | 38,100                             | 43,000                             | 49,200                             | 56,700 |                                    |
| 同 土屋倉アパ<br>ート1号  | 同 上山市美咲町二<br>丁目3   | 3DK  | 51.8                          | 2    | 同   | 12,500                  | 14,500                             | 16,600                             | 18,700                             | 21,400                             | 24,700 |                                    |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年4月4日から同月10日までの午前10時から午後6時まで  
ただし、郵送の場合は、平成30年4月10日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成30年6月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |
|----------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|
|                |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |
| 県営美原アパ<br>ート1号 | 鶴岡市美原町18<br>-1     | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用 | 19,700                  | 22,700                             | 26,000                             | 29,300                             | 33,500                             | 38,700                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |
| 同 2号           | 同 19<br>-28        | 同    | 77.0                          | 1    | 同   | 21,100                  | 24,300                             | 27,900                             | 31,400                             | 35,900                             | 41,400                             |                          |
| 同 東部アパ<br>ート1号 | 同 朝陽町6<br>-25      | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700                             |                          |
| 同              | 同                  | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700                             |                          |
| 同 3号           | 同 6<br>-6          | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,400                             | 29,300                             |                          |
| 同 茅原アパ<br>ート1号 | 同 茅原草<br>見鶴16-1    | 同    | 63.5                          | 5    | 同   | 17,000                  | 19,600                             | 22,400                             | 25,300                             | 28,900                             | 33,300                             |                          |
| 同 2号           | 同                  | 4DK  | 71.5                          | 3    | 同   | 19,400                  | 22,400                             | 25,600                             | 28,900                             | 33,000                             | 38,100                             |                          |
| 同 3号           | 同                  | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,700                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000                             | 33,500                             |                          |
| 同              | 同                  | 同    | 61.0                          | 1    | 同   | 17,000                  | 19,700                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000                             | 33,500                             |                          |
| 同              | 同                  | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 17,900                  | 20,700                             | 23,700                             | 26,700                             | 30,500                             | 35,300                             |                          |
| 同 城南アパ<br>ート2号 | 同 城南町9<br>-30      | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,400                             | 24,500                             | 27,600                             | 31,500                             | 36,400                             |                          |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 同 酒田市若宮町二<br>丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300                             | 30,400                             |                          |
| 同              | 同                  | 同    | 51.2                          | 4    | 同   | 15,500                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300                             | 30,400                             |                          |
| 同 2号           | 同 1-2              | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,600                  | 18,000                             | 20,600                             | 23,200                             | 26,500                             | 30,600                             |                          |



|        |           |                     |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|--------|-----------|---------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 同<br>ト | 遊佐了<br>パー | 鮎海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2 | 同 | 59.3 | 2 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 |  |
|--------|-----------|---------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年4月5日から同月11日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、平成30年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成30年6月上旬